

第102回福岡市大規模小売店舗立地協議会 議事録

1 日時

令和7年3月7日（金）10：00～12：00

2 場所

オンライン開催

3 議事

（1）協議案件

- ・石丸複合店舗開発新築他
- ・ONE FUKUOKA BLDG.
- ・CAITAC SQUARE GARDEN CAITAC LIVINCOURT

（2）報告案件

- ・今後の協議予定案件

4 出席者

- ・委員（8名）
明神委員、板井委員、松永委員、山内委員、鈴木委員、有馬委員、永田委員、松島委員（代理：篠原）
- ・本市関係課及び事務局

5 会議要旨

協議案件について、各部会より検討結果を報告（全案件とも部会意見なし）。

結果、協議会の意見なし。

6 その他協議メモ（要点のみ）

【ONE FUKUOKA BLDG.】

鈴木委員：本店舗の来退店経路予測や交通量調査は提携駐車場を対象に実施されているが、計画地そのものは当該調査・予測を実施しなくてよいのか

松永委員：大店法では小売店舗の駐車場が対象である。計画地内にある駐車場は主にオフィス等の利用者が使用するために設置されており、審査の対象外である。

山内委員：ピクセル・ツリーが屋外広告物のうち「その他の広告物」に分類されているのが、「その他の広告物」の審査基準を教えてほしい。

街並部会：「その他の広告物」に高さや面積等の量的な基準はなく、広告物が著しく景観を害するものでないかを個別に審査する必要がある。

板井委員：屋外広告物については都市景観の保全の観点に加え、安全性の観点からも審査が必要であると思うが、ピクセル・ツリーの安全性は確認しているのか。

街並部会：安全面については建築確認申請の段階で審査されている。ピクセル・ツリーは地下に埋め込まれており、基礎コンクリートで固定されている。強風にも耐えられる構造である。

明神委員：壁面の花柄の構造物の分類は何か。

有馬委員：壁面広告物に分類して審査している。